

第三十一号議案

江戸川区食品衛生検査施設条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区食品衛生検査施設条例

(趣旨)

第一条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第八条第一項の規定により、江戸川区が設置する食品衛生検査施設（以下「検査施設」という。）の設備及び職員の配置について、必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第二条 令第八条第二項第一号に規定する検査施設の設備の基準は、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定めるものとする。

(職員)

第三条 令第八条第二項第二号に規定する検査施設に配置する職員の基準は、試験のために必要な職員を置くこととする。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(説明)

食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)の改正に伴い、食品衛生検査施設の設備及び職員について定める必要があるので、本案を提出いたします。